

熊本県公報

号外 第 4 号
平成 19 年 2 月 28 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 条 例
- 熊本県障害者自立支援対策臨時特例基金条例…………… (障害者支援総室) 1

本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県障害者自立支援対策臨時特例基金条例
- 1 障害者自立支援対策臨時特例基金の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることとした。
 - (1) 障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運用を図ることを目的として緊急かつ臨時的に行う事業に要する費用に充てるため、熊本県障害者自立支援対策臨時特例基金を設置することとした。(第 1 条関係)
 - (2) 基金として積み立てる額は、予算で定めるものとする。こととした。(第 2 条関係)
 - (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととした。また、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとした。(第 3 条関係)
 - (4) 基金の運用により生ずる収益は、すべて基金に積み立てることとした。(第 4 条関係)
 - (5) 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第 5 条関係)
 - (6) 知事は、第 1 条の目的を達成するために緊急かつ臨時的に行う事業に要する経費に充てる場合に限り、基金を処分することができることとした。(第 6 条関係)
 - (7) この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第 7 条関係)
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
 - 3 この条例は、平成 21 年 3 月 31 日限り、その効力を失うこととした。

条 例

熊本県障害者自立支援対策臨時特例基金条例をここに公布する。
平成 19 年 2 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 1 号 熊本県障害者自立支援対策臨時特例基金条例 (設置)

- 第 1 条 障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) に基づく制度の円滑な運用を図ることを目的として緊急かつ臨時的に行う事業に要する費用に充てるため、熊本県障害者自立支援対策臨時特例基金 (以下「基金」という。) を設置する。
(積立て)
- 第 2 条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算 (以下「予算」という。) で定める。
(管理)
- 第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
(運用益金の処理)
- 第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第 6 条 知事は、第 1 条の目的を達成するために緊急かつ臨時的に行う事業に要する経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成 21 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。